

福井県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和 7 年 6 月～令和 8 年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

本県のシカによる被害は、平成 10 年代前半から増加し、嶺南地域を中心に農作物への被害、樹幹への角研ぎ等による樹木枯損、植林木幼齢樹の枝葉食害といった農林業被害が発生している。また、近年では、嶺南地域を中心に森林下層植生がシカの食圧により急速に消失し、生物多様性の低下、森林更新の阻害などの森林生態系被害が発生するとともに、下層植生の消失による土砂の流出や、自動車や列車との接触事故にいたるまで、多方面に多大な被害を及ぼしている。

こうした状況のもと、本県では、シカの被害対策として、平成 16 年 9 月に「福井県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」を策定し、メスジカの可猟化や狩猟規制の段階的な緩和、狩猟期間を含めた有害鳥獣捕獲など、個体数低減に向けた取組みを進めてきた。また電気柵や金網柵などの防護柵の整備による農作物被害の防止、樹幹へのテープ巻き等による樹木被害防止、生息状況や各種被害状況の継続的なモニタリング調査による現状把握、被害対策研修会による技術や知識の普及、人材育成など、個体数調整と合わせて総合的な対策を実施してきた。現行の第 5 期第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）においては、嶺北と嶺南において、生息密度指標（糞塊密度）を 13 頭/k㎡以下に抑えるため、令和 7 年度は年間捕獲目標数を 15,600 頭（嶺北 9,600 頭、嶺南 6,000 頭）以上とし、以降継続して捕獲強化を図ることとしている。

嶺南地域では目標の 9 割前後の捕獲が行われ、生息密度は減少傾向にあると推定されるが、これまで生息が限られていた嶺北地域では南部の丹南地区を中心に分布域の拡大と生息密度の増加により、農作物被害が増加している。特にこの地域の海岸部斜面では、古くから水仙の栽培が盛んに行われてきたが、近年ニホンジカの食害増加により出荷数が減少し、営農意欲の低下や文化的景観の消失が懸念される状況にある。そこで、これまで捕獲が行われてこなかった農地背後の山間部において、ニホンジカの個体数調整を行うことを目的に、県が実施主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。また、令和 7 年度には効果的・効率的な捕獲方法の検討を行う。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
越前海岸（越前岬）区域	令和 7 年 6 月～令和 8 年 3 月 31 日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和 7 年 8 月～令和 8 年 1 月 31 日
越前海岸（糠）区域	令和 7 年 6 月～令和 8 年 3 月 31 日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和 7 年 8 月～令和 8 年 1 月 31 日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
越前海岸（越前岬）区域	福井市下岬地区、 越前町上岬地区 および周辺地域	ニホンジカの分布拡大地域であり、糞塊密度調査からも生息密度増加が確認されている。この地域では伝統的に水仙栽培が行われているが、食害が深刻化し、被害防止対策が求められているため。	織田鳥獣保護区 越前加賀海岸国定公園
越前海岸（糠）区域	南越前町糠および周辺地域	ニホンジカの分布拡大地域であり、糞塊密度調査からも生息密度増加が確認されている。この地域では伝統的に水仙栽培が行われているが、食害が深刻化し、被害防止対策が求められているため。	越前加賀海岸国定公園

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
越前海岸（越前岬）区域	90 頭
越前海岸（糠）区域	90 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

（１）捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
越前海岸（越前岬）区域	わな猟（くくりわな）及び銃猟（止めさしに限る。）	くくりわな約 4,100 台日
越前海岸（糠）区域	わな猟（くくりわな）及び銃猟（止めさしに限る。）	くくりわな約 5,800 台日

② 作業手順

1. 事前調査

事業の受託者は、安全管理のため対象となる場所への地域住民や一般人の立ち入りの状況を把握する。また、わな捕獲に適した場所等を把握する。

2. 業務計画書の作成

受託者は捕獲の実施にあたり業務計画を作成する。提出された計画をもとに発注者と協議の上、捕獲を行う。業務計画には以下の事項を記載する。＜記載項目：業務の概要、業務の実施位置及び方法、使用する機材、捕獲方法や作業の詳細、必要な申請及び協議計画、安全管理計画、緊急時の連絡体制、工程計画＞

3. 関係者との調整

実施場所や期間、注意点について関係地方公共団体との協議や利害関係者への意見聴取を行う。また、土地所有者や管理者には、事業実施前に周知を行う。

4. 安全管理

捕獲実施期間および場所について、関係者への周知を行う。周知は発注者および受託者が協議の上、実施者や方法について決定する。捕獲期間の事前に受託者に安全管理体制の構築を指導する。受託者は緊急連絡体制の整備を行う。捕獲を実施するときは、標識（わなの場合）および注意看板を設置する。止め刺しは安全管理のため、複数人で実施する。

5. 捕獲個体の回収、処分方法

捕獲個体は法令に従い、適正に処理する。捕獲個体の処理方法は発注者が調整の上、指示する。

6. 錯誤捕獲への対応

錯誤捕獲が発生した場合の対応は、事前に発注者と受託者で協議を実施して獣種に応じた対応を決定する。特にツキノワグマの錯誤捕獲が発生した場合は、受託者は遅滞なく行政担当者に連絡を行う。また、捕獲個体に不必要な接近をせず、周辺への立ち入りを防止する等安全管理に努める。

7. 捕獲情報の収集

受託者から捕獲個体の写真を証拠として収集する。性齢クラスなど個体情報を収集する。毎日作成した作業日報を収集する。

8. 評価

事業評価のため、捕獲事業終了後、捕獲記録票、日報から算出した捕獲効率、努力量等や目標頭数の達成割合から事業の評価を行う。

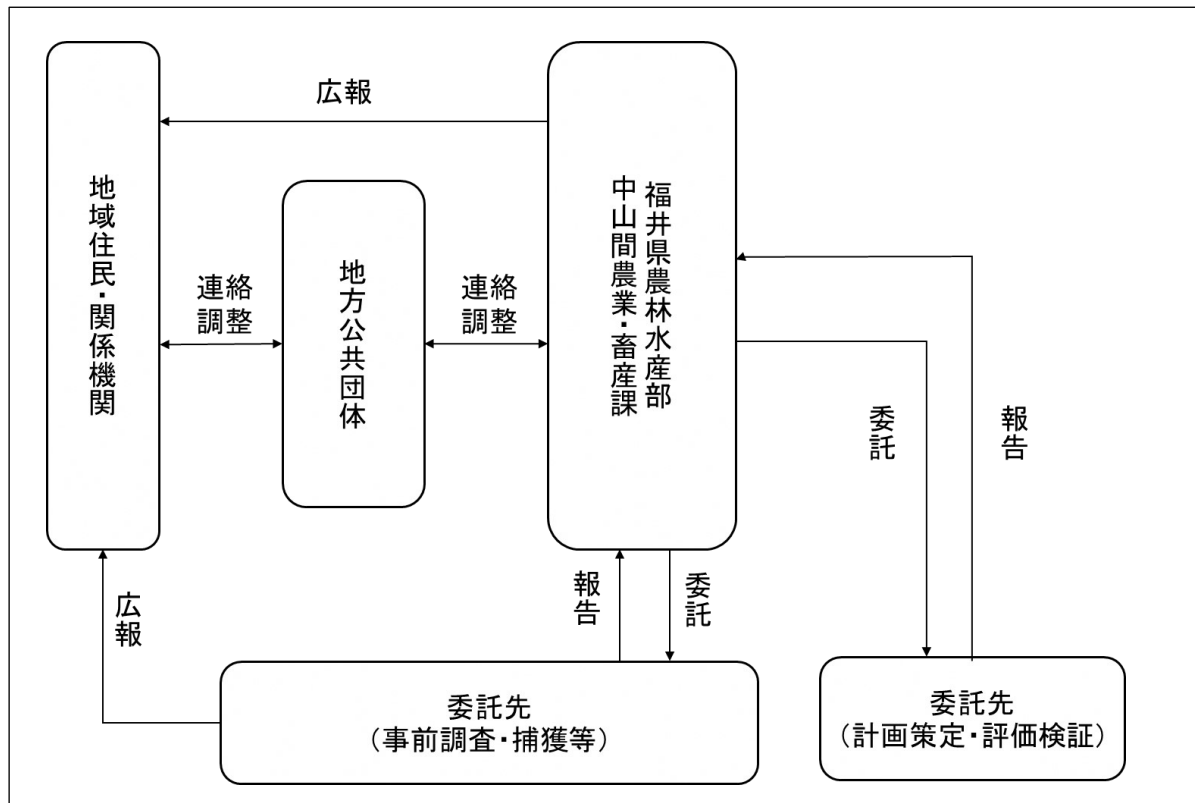
（２）捕獲等をした個体の放置に関する事項

放置しない。

（３）夜間銃猟に関する事項

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制



8 住民の安全を確保し、または指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

事業管理責任者は、安全管理を徹底するよう責務を全うする。現場監督者および捕獲従事者も意思疎通を密に行い、作業実施日の現場の状況について十分に把握する。また、県、市町、捕獲従事者、地域住民、関係機関へ作業日時やその範囲の周知など、情報共有を徹底する。捕獲作業中は実施場所の要所に人目に付くように注意喚起の看板を設置する。わな捕獲を実施する際は、わな1台ごとに注意看板を設置する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

わな捕獲個体の止め刺しの際に、発砲する場合は、発砲回数を必要最小限にするなど、静穏の保持に配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、管理業務の遂行にあたって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法等の関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、委託先の業務計画書に基づいた工程管理を行い、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。

(3) 地域社会への配慮

ニホンジカの適正な管理による地域社会の発展のためにも、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し情報の周知や普及啓発に努める。また、地元住民の生活への影響を最低限にするために、車両の通行や駐車、行動等に十分に注意して事業に従事する。

令和7年度福井県指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域
ニホンジカ① 越前海岸（越前岬）区域

0 1 2 km



令和7年度福井県指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域
ニホンジカ② 越前海岸（糠）区域

